

# 熊本県（家計改善支援事業）

- 広域的な事業実施（県と8市の共同実施）
- 熊本地震の被災者に対応した実施

## 1 県の概要（H29年度）

人口	1,789,184	人①
高齢化率	30.0	%②
保護率	1.4	%③

- ①平成30年1月1日住民基本台帳人口動態統計
- ②平成29年10月1日現在 県：推計人口調査（年報）
- ③平成30年5月 熊本県の生活保護（速報値）

## 2 参加自治体（H29年度）

県内一般市数	15市
参加一般市数	8市
県内家計相談支援事業実施率	100%

## 3 実施方法について

<b>実施方法</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グリーンコープ生活協同組合くまもとへ委託（生活困窮者を対象）</li> <li>・熊本県（県管轄の23町・8村）と8市の共同実施</li> <li>・共同実施自治体の人口702,472人</li> </ul>
<b>事業費</b>	41,660千円（平成29年度総額） （共同実施事業分26,000千円＋熊本地震対策分15,660千円）
<b>委託選定</b>	相談者と共家計の状況を明らかにするとともに、必要な情報の提供や専門的な助言・指導を行うことで、相談者自身の生活再生に向けた意欲を引き出しつつ、家計を管理する力を高め、早期の生活再生に向けた対応に係るノウハウを持つ法人であって、専門の支援員を配置し、かつ、県下全域で事業を実施できる法人に委託する。（過去に、多重債務等の問題を抱える者への支援を対応した実績があり、消費者行政事業に精通している）
<b>実施体制</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グリーンコープ生活協同組合くまもとへ事業を委託し実施。</li> <li>・支援員を県北・県南のそれぞれの区域に拠点を置き実施。</li> <li>・共同実施分は、支援員を常勤換算で7名以上、各区内に偏りが生じないように配置。</li> <li>・地震対策分は被災地において被害の大きかった県管轄の8町村に6名以上支援員を配置し、町村や社協の災害復興関係機関と連携のうえ、役場内への常勤配置や予約制により相談体制をとっている。</li> </ul>

## 熊本地震被災者に向けた県の取組

白地の各市は単独で実施（県下全域実施）

- ・平成28年4月に2度の震度7の地震が発生
- ・被災者市町村人口は約148万人（県人口の約83%）
- ・最大避難者数約18.4万人（県人口の10.3%）

**被害の大きい8町村へ生活再建の支援（斜線の町村）**

↓

熊本地震対策分として共同実施を拡充

## 4 事業実績（H29年度）

※平成29年度の共同実施の県・8市の件数、新規の利用者のみ（H29以前からの継続支援除く）

※自立相談支援窓口を経由しない相談を含む

① 事業利用者数（支援決定）	② 家計の改善	③ 債務整理実施	④ 税・料の滞納状況の改善	⑤ ①のうち地震対策分
433人	382人	102人	137人	239人

- ②相談時より家計収支が1万円以上の改善が進んだもの
- ③法律家相談につなぎ、債務整理受任、または債務整理以外のアドバイスにより債務減少の方向となったもの
- ④分納開始及び分納計画が立つ状態となったもの

## 5 事業実施のポイント～共同実施に向けた事務の流れ～

①6月：	各市を集めて意見交換会を実施。
②8月：	県内各市へ翌年度の任意事業の共同実施について意向調査を行う。
③10月：	県内各市へ2回目の意向調査を行う。
④	2回目の意向調査を踏まえて翌年度の委託予算額（概算）を算定し、共同実施予定の市へ予算額（案）を諮る。
⑤12月：	共同実施予定の市へ、翌年度に向けた事業内容の改善等の意見を求める。
⑥	12月補正予算で翌年度委託料（単年契約）の債務負担行為の設定を行う。
⑦	⑤を踏まえ、翌年度に向けた任意事業の要綱の改正を行う。
⑧	共同実施予定の市から、事業の同意を受付ける。
⑨1～3月：	企画コンベ方式により翌年度の委託業者の選定を実施する。
⑩2～3月：	共同実施の市と翌年度の事業実施の協定を締結する。
⑪3月：	翌年度の業務委託について委託業者と契約締結を行う。 併せて共同実施の各市へ契約額に基づく市の負担額を提示する。 （国庫補助申請の際にはこの額が反映）
⑫4～3月：	事業実施
⑬3月末：	委託業者へ会計（経理）の検査を実施。 （なお、事業内容は毎月報告を義務付けている。）
⑭3月末：	委託業者から本年度の委託の精算報告を受け付け、委託金額を確定させる。 この額に基づき、共同実施の各市に対し負担金を徴収する。

## 6 取り組んで良かった点

### 【共同実施分】

- ・県民が熊本県のどこに住んでいても事業を気軽に受けられる。
- ・各市が事業に対して共通理解の元で展開できる。
- ・契約事務を一本化することで、市（自治体）の事務及び経費の軽減が図られる。

### 【熊本地震対策分】

- ・被災者特有の相談、心配事への対応が可能となった。
  - ①災害公営住宅等への入居に際しての滞納税相談、分納計画の支援。
  - ②家賃負担の適切な金額等の試算支援。
- ・被災者は、時間の経過とともに相談内容の傾向が変わっており、その時々に応じた対応ができています。
  - ①発災直後：緊急貸付の相談対応 → ②避難所から仮設住宅の転居に向けた相談や仮設住宅での生活における（修繕等）の相談対応 → ③仮設住宅からの退去に向けた新生活（家賃や住宅ローン）の相談対応